

# 鹿児島県後期高齢者医療広域連合行政不服審査会規則

平成28年3月24日

規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿児島県後期高齢者医療広域連合行政不服審査会条例(平成28年条例第1号。以下「条例」という。)第5条の規定に基づき、鹿児島県後期高齢者医療広域連合行政不服審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審査会の会長等)

第2条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審査会を代表し、会務を総理し、審査会の会議の議長を務める。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(審査会の会議)

第3条 審査会の会議は、会長が招集する。

- 2 審査会は、委員(会長を含む。次項及び第8条第2項において同じ。)の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 審査会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(起草委員)

第4条 諮問事項に対する審査会の答申案を作成させるため必要と認められる場合は、審査会に答申案起草委員(以下「起草委員」という。)を置くことができる。

- 2 起草委員は、2人以内とし、委員の互選によりこれを定める。
- 3 起草委員の任期は、前項の規定により選出された日から諮問事項に対する答申を行う日までとする。

(意見陳述の申立て等)

第5条 行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「法」という。)第81条第3項において準用する同法第75条第1項の申立ては、口頭意見陳述

申立書（様式第1号）によってしなければならない。

- 2 前項の申立てをした者で法第81条第3項において準用する同法第75条第2項の規定により、補佐人とともに意見を述べる機会に出頭しようとするものは、あらかじめ補佐人出席承認願書（様式第2号）を審査会に提出し、その承認を得なければならない。

（主張書面等の提出の通知）

第6条 審査会は、法第81条第3項において準用する同法第76条の規定により審査関係人から主張書面又は資料が提出されたときは、審査関係人（当該主張書面又は資料を提出した者を除く。）にその旨を通知するものとする。

（審査会への提出資料等の閲覧等）

第7条 法第81条第3項において準用する同法第78条第1項の規定により審査会に提出された主張書面又は資料の閲覧又は写し等の交付の申出をしようとする者は、審査会提出資料等閲覧等申出書（様式第3号。以下「申出書」という。）を審査会に提出しなければならない。

- 2 審査会は、前項の規定により申出書が提出されたときは、速やかに当該閲覧又は写し等の交付の諾否を決定し、その旨を審査会提出資料等閲覧等承諾通知書（様式第4号）、審査会提出資料等閲覧等一部承諾通知書（様式第5号）又は審査会提出資料等閲覧等拒否通知書（様式第6号）により、当該申出書を提出した者に通知するものとする。

（議事録の作成）

第8条 審査会の議事録は、議事の概要を記した要点筆記とする。

- 2 前項の議事録は、審査会の会議に出席した委員の承認を得て確定する。

（答申の内容の公表）

第9条 法第81条第3項において準用する同法第79条の規定による答申の内容の公表は、鹿児島県後期高齢者医療広域連合公告式条例（平成19年条例第2号）に定める公表の例による。

（公印）

第10条 審査会の会長の公印は、別表のとおりとする。

- 2 前項の公印は、広域連合事務局総務課長が保管する。

（庶務）

第 1 1 条 審査会の庶務は、広域連合事務局総務課が行う。

(委任)

第 1 2 条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第10条関係）

公印の名称	ひな型	寸法 (ミリメートル)	字体	使用区分	個数
鹿児島県後期 高齢者医療広 域連合行政不 服審査会会長 印	査 行 療 期 鹿 会 政 広 高 児 会 不 域 齢 島 長 服 連 者 県 印 審 合 医 後	方 2 4	隷書体	審査会会 長名によ る公文書 用	1